

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 204 回国会法律案等 N A V I 「租税条約 2 件（セルビア、ジョージア）」
著者 / 所属	荒木千帆美 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433 号
刊行日	2021-4-14
頁	27-28
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

## 租税条約 2 件（セルビア、ジョージア）

### 1. 日本の租税条約の概況

租税条約とは、企業等による国際経済活動について、国家間の税制の違いにより生じる二重課税や脱税・租税回避行為に対処し、自国の正当な課税権を確保することを目的に締結される国際約束である。日本は 2021 年 3 月 1 日現在、79 件（142 か国・地域に適用）の租税条約等を締結済みであり、第 204 回国会（常会）には 2 件（セルビア（閣条第 5 号）及びジョージア（閣条第 6 号））が提出された。

今国会提出の 2 件を含む日本の租税条約は、経済協力開発機構（OECD）の「モデル租税条約」を基礎としており、規定される内容はおおむね共通している。具体的には、二重課税を除去するため、①投資先国（源泉地国）が課税できる所得（事業利得や投資所得（配当、利子及び使用料））の範囲や限度税率（課税の上限）を確定する規定、②条約の規定に適合しない課税をめぐる紛争解決のため、税務当局間の合意に基づいた相互協議手続・仲裁手続等を定めている。また、脱税・租税回避行為を防止するため、①税務当局間において租税に関する情報交換を行う規定、②相手国の租税債権の徴収を相互に支援する規定（徴収共助）、③租税条約の特典（免税等）の濫用を防止する規定等が設けられている（各租税条約の規定内容については表を参照）。

### 2. 今国会提出の租税条約 2 件の成立経緯・背景

#### （1）日・セルビア租税条約

2025 年の欧州連合（EU）加盟を目指すセルビアは、EU に加え、トルコ、ロシア等と自由貿易協定（FTA）を締結しており、質の高い労働力を背景に、貿易を活発化させている。近年は、特に外国投資により自動車等の製造業が活性化しつつあり、日本、ドイツ等の企業がセルビアで生産した自動車部品が EU に輸出されている。日本との関係においては、製造業のほか、販売業、IT 産業等 24 社（2019 年）の日系企業が進出している。

日本としては、セルビアが G 7 諸国、中国、韓国、インド等約 60 か国・地域との間で租税条約を締結しており、また、進出日系企業数が堅調に推移していることに鑑み、課税範囲や限度税率の法的安定性や予見可能性を高める必要があった。

これらを踏まえ、日・セルビア両国政府は 2019 年 11 月に政府間交渉を開始し、同年 12 月の実質合意後、2020 年 7 月 21 日、日・セルビア租税条約に署名した。

#### （2）日・ジョージア租税条約

黒海に面し、アジアと欧州を結ぶ要路に位置するジョージアは、2003 年のバラ革命後に就任したサーカシヴィリ大統領以降、民主化・市場経済化及び腐敗・汚職撲滅を推進して

おり、近年は物流のハブを目指し、海外投資の誘致を積極的に行っている。同国は2020年に世界銀行が発表した「ビジネス環境の現状2020」において、ビジネスのしやすい国第7位の国であり、特にビジネスの開始、不動産登記に強みを持っているとされる。日本との関係においては、卸売業（自動車、機械器具等）等、6社（2019年）の日系企業がジョージアに進出している。

ジョージアは1986年に発効した日・ソビエト連邦租税条約をソ連崩壊後も承継しているが、発効後30年以上が経過している中、両国の投資・経済交流を更に促進するため、現行の租税条約の内容を全面的に改正することとなった。

日・ジョージア両国政府は2020年10月に政府間交渉を開始し、同月の実質合意後、2021年1月29日、日・ジョージア租税条約に署名した。なお、同条約は現行の租税条約に代わる新たな租税条約となる。

表 今国会提出の租税条約2件の主な内容

国名		セルビア (新規締結)	ジョージア (現行)	ジョージア (改正後)
進出日系企業数 ※1		24社	6社	
日本への進出 企業数 ※2		なし	なし	
事業利得 ※3		○	○	○
投資 所得 ※3	配当	5%（親子会社間）、 10%（その他）	15%	5%
	利子	免税（政府受取等）、 10%（その他）	免税（政府受取等）、 10%（その他）	免税（政府受取等）、 5%（その他）
	使用料	5%（著作権）、 10%（その他）	免税（著作権）、 10%（その他）	免税
相互協議		○	○	○
税務当局 間の相互 支援	情報 交換	○	○	○
	徴収 共助	-	-	○
特典の濫用防止		○ ※4	-	○ ※5

- ※1 2019年10月現在      ※2 2021年3月現在  
 ※3 投資先国（源泉地国）が課税できる所得  
 ※4 主要目的テスト（PPT：条約の特典享受が取引等の主要な目的の1つであったと認められる場合は特典を認めない規定）及び第三国PE（第三国に存在する恒久的施設に帰属する一定の所得についての特典を認めない規定）  
 ※5 PPT及び特典制限条項（LOB：条約上の特典を一定の適格者に限定する規定。日・ジョージア租税条約については、使用料に対する免税は一定の要件を満たす居住者に限って認められる）

（出所）外務省資料及び財務省資料を基に筆者作成

あらき ちほみ  
 （荒木 千帆美・外交防衛委員会調査室）